

江南区文化会館事業企画・実施運営業務 募集要項

1 委託業務名

令和7年度 江南区文化会館事業企画・実施運営業務

2 業務の目的

国内外で活躍するアーティストや文化人のほか、新潟市にゆかりのあるアーティストによる演奏や公演を実施することで、区民の文化芸術に対する関心を高めるとともに、文化会館利活用のきっかけをつくり、文化の創造と振興を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託金額（令和7年度）

委託金額は2,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 事業者の選定について

公募にて募集し、提案内容及び見積り金額を総合的に評価し選定する。

選定に当たっては江南区文化会館事業企画・実施運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、プレゼンテーションによる審査会を非公開で実施する。

但し、応募が多数の場合は「第1次審査」で、提出された応募書類及び企画提案書を評価基準に基づき書類審査を行い、その後、第1次審査通過者を対象とした「第2次審査（プレゼンテーション）」を非公開で実施する。

6 提案者に求められる資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 同程度以上（400人程度収容）の施設において、チケット販売等を含む、企画運営全般の公演実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 申請時において、新潟市入札参加資格者名簿に登録し、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領第2条に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 令和6年度について国、県、市に納めるべき税金の滞納がないこと
- (5) 新潟市が策定した仕様書を十分に理解し、その内容に沿った提案が可能であること
- (6) 新潟市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと

※必要により、当該事実照会を新潟県警察本部に行います。また、契約締結後においても契約事業者に排除の対象に該当する疑いが生じたときは、当該事実の内容について県警本部に照会し、これに該当する場合は契約を解除します。

7 提案内容

- (1) 本事業の目的に沿った事業として相応しい公演の企画概要
- (2) 実施候補日の中の日程とする。（実施候補日は、江南区文化会館音楽演劇ホールの公演可能な日であることから、アウトリーチについては、実施候補日を含まなくても可とする）
- (3) 本業務における運営体制
- (4) 業務実施スケジュール
- (5) 本業務における経費の内訳
- (6) 広報及び集客への取り組み
- (7) その他上記以外での提案事項（任意）

8 公募・選定スケジュール

- (1) 公募期間 令和7年4月 7日（月）～令和7年5月21日（水）
- (2) 提案書提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時まで【必着】
- (3) 選定委員会 令和7年6月13日（金）予定
- (4) 契約日 令和7年6月20日（金）頃予定
- (5) 事業開始 令和7年6月20日（金）頃予定

9 質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案書等の作成にあたり、質問がある者は下記に基づき提出すること（様式自由）。電話や窓口での口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 令和7年4月21日（月）午後5時まで【必着】
- ・提出場所 〒950-0144 新潟市江南区茅野山3-1-14
新潟市江南区文化会館
電話：025-382-3703
電子メール：bunka.k@city.niigata.lg.jp

・提出方法 持参、郵送、電子メールのいずれかで提出すること。

※電子メールの場合は「件名」に、【江南区文化会館公募質問】と明記すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、遅くとも令和7年4月30日（水）までに新潟市江南区文化会館ホームページにて行う。

10 提案書の提出について

事業提案に参加しようとする者は、提案書を下記に基づき提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時まで【必着】
- (2) 提出場所 〒950-0144 新潟市江南区茅野山3-1-14 新潟市江南区文化会館
- (3) 提出書類 ア 提案書（様式1～6）
イ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び名簿（様式7）
※様式2は、グループで応募する場合のみ提出が必要。

※グループで応募の場合、様式3、4及び様式7については構成員ごとに提出のこと。

ウ 各納税証明書（住所（所在地）を置く国・都道府県・市町村が発行した未納のないことの証明書）

※納税証明書に入札用がある場合は、入札用を提出すること。

（4）提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※イ 暴力団等排除に関する誓約書兼同意書及び名簿（様式7）及びウ 各納税証明書は1部正本に添付のこと

（5）提出方法 持参又は郵送。電子メール又はファクシミリでの提出は認めない。

（6）その他留意事項

ア 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 必要に応じて提案書の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 提出された書類は、複製を作成する場合がある。

オ 提出された書類は、原則として市に対する情報公開請求の対象文書となる。

カ 提案書の作成要領

※提案書は様式1～6を使用することとする。

必要に応じて資料添付は自由であるが、規格はA4縦型で片綴じ（左側2点綴じ）・横書き・片面・カラー可とする。A3サイズも横書きとするが、組み合わせはA4サイズと合わせ、短辺を片綴じすること。

※フォントは自由とし、文字の標準サイズは10～12ptとする。

※分かりやすい用語を使用し、専門用語等については注釈説明を入れること。

キ 音楽演劇ホールでの実施候補日

令和7年10月11日（土）・10月12日（日）

10月25日（土）・10月26日（日）

12月13日（土）・12月14日（日）

令和8年 1月24日（土）・1月25日（日）

2月14日（土）・2月15日（日）

3月 7日（土）・3月 8日（日）

3月14日（土）・3月15日（日）

※その他、音楽演劇ホール・諸室の空き状況により必要な部屋の確保が可能

※アウトリーチについては、実施候補日を含まなくともよい

1.1 選定方法及び選定結果

（1）選定方法

ア 選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査を非公開で実施する。

但し、応募者多数の場合は「第1次審査」として、提出された応募書類及び企画提案書を評価基準に基づき各委員が採点を行い、全委員の順位数の和が最も小さい者を1位と

して順位付けをして第1次審査通過者を決定する。その後、第1次審査通過者を対象としたプレゼンテーションによる第2次審査を非公開で実施する。

プレゼンテーションについては、評価基準に基づき各委員が採点を行い、全委員の順位数の和が最も小さい者を第1位交渉権者とし、以下第3位までの優先交渉権者の選定を行う。なお、順位数の和が同数となった場合には選定委員による協議により順位を決定することとする。

イ 審査については非公開とする。

ウ 評価基準は以下のとおりとする。

評価基準		
評価項目	視点	
1 管理運営能力	円滑な公演に向けた運営体制	<ul style="list-style-type: none">・団体の概要・事業実施体制（スタッフ体制）
2 実績	運営業務を遂行できる能力があるか	<ul style="list-style-type: none">・過去の類似企画業務
3 企画力	区の文化振興に繋がる企画であるか	<ul style="list-style-type: none">・公演の企画内容（著名なアーティストや魅力ある公演など）・広報の工夫・集客力
4 総合力	幅広い分野の事業を状況に応じて的確に実施できるか	<ul style="list-style-type: none">・各種団体等との連携
5 経費	妥当な経費であるか	<ul style="list-style-type: none">・経費見積額

（2）選定結果

各提案者に対して文書で審査結果を通知する。また、新潟市江南区文化会館ホームページにて公表する。

1 2 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- （1）上記6の資格要件を満たさない者
- （2）提案書提出期限に遅れた者
- （3）選定委員または事務局に不正な接触を行った者
- （4）提出書類に虚偽の記載をした者

1 3 契約に関する基本的事項

（1）契約方法

ア 市長は、第1位交渉権者と「江南区文化会館事業企画・実施運営業務委託契約」の締結交渉を行う。

- イ 第1交渉権者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を第3位まで繰り上げて、その者と交渉する。
- ウ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
- エ 市長は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき詳細を協議のうえ決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものと見なす。

1 4 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。